

守り 育てる 家づくり



気付かず逃げ遅れてしまう危険性が高まります。逃げ遅れる事が無い様、火災発生を早期に知らせる住宅用火災警報器の設置が2006年6月から義務化されました。新築住宅は義務化と同時期から（東京都は2004年10月1日から）、既設住宅は2008年6月から市町村ごとに設置期限が定められ、最も遅い地域でも2011年5月までの設置が義務付けられたため、多くの家庭で設置後、10年経過していることになります。そして他の家電製品とともに住宅用火災警報器も約10年で電池切れや電子部品の寿命をむかえ、電池や本体の交換が必要になってしまいます。もし寿命をむかえて、感知しなくなっていた場合はとても危険です。

機器の種類と設置場所

住宅用火災警報器には、煙を感知して知らせる煙式と、熱を感じる熱式の2種類があります。煙式は全ての寝室と寝室のある階の階段に設置することが、全国共通で義務付けられています。一方、熱式は主に台所に設置しますが、台所やその他の部屋への設置義務は各市町村の条例によって定められていますので、詳しくは所轄の消防署に確認しましょう。

効果大、備えは計画的に

毎日を安心して暮らすには、住まいの防災対策が欠かせません。自然災害が多い日本では地震や台風など注目されます。火災への対策も怠るべきではありません。火災は冬に多いイメージですが、春も火災が多い季節です。空気の乾燥に加え、風が強い日が多く、火災が広がりやすい条件が揃っているからです。

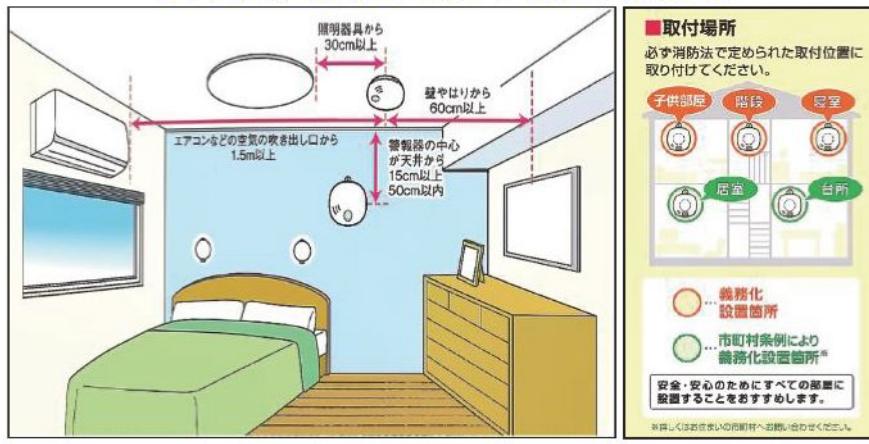
2006年から義務化

昼間なら火炎や煙の匂いで、早めに気づくことができますが、就寝中は火災に付くことがありますが、就寝中は火災に

できる機器もあります。

消防庁によると、住宅用火災警報器の設置効果は大きく、設置していない場合に比べ、住宅火災の死者数は半減、損害額は約4割減となっています。リフオームに合わせて交換するのもよし、リフオームの予定がない方も、防災対策として計画的な交換を検討してみてはいかがでしょうか。

住宅用火災警報器の設置場所例



画像提供:ホーチキ(株)

読売不動産

本社 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル内
大阪支社 大阪府大阪市北区野崎町5-9 読売大阪ビル内

TEL (03) 3217-8309 FAX (03) 5200-1833
TEL (06) 6363-8055 FAX (06) 6316-1400